

消防本部からのお願い

消火栓や消防水利及び標識付近への駐車はやめよう

日南市消防本部

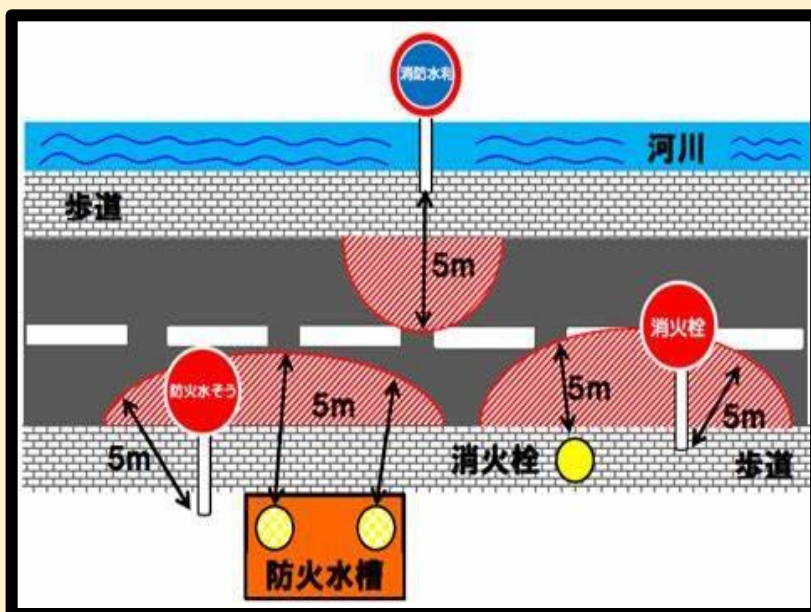
道路交通法（第45条第1項）では、消防水利や水利標識の周囲への駐車が禁止されています。これは、消防隊がいつでも消防水利を有効に活用できるようにするためです。具体的な駐車禁止の範囲は、次のとおりです。

消防水利の周辺

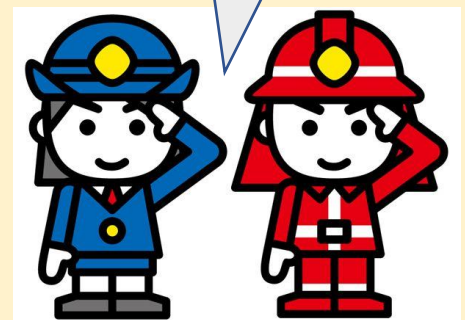
- 1 消火栓から5メートル以内の部分
- 2 消防用防火水そうの吸水口もしくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- 3 消防用防火水そうの側端またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- 4 消防指定水利（プール、池、河川等）の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分

その他

- 1 消防用機械器具の置場（消防自動車等の車庫や消火用ホース格納箱等）の側端またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- 2 火災報知機から1メートル以内の部分
- 3 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合



ご理解・ご協力を
お願いします



【問合せ先】日南市消防本部 警防課 ☎ 0987-23-7584